

令和2年度和歌山地方最低賃金審議会
第3回和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年12月7日（月）午後4時55分～同6時15分
- 2 開催場所 和歌山労働局6階会議室
- 3 出席者 公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議題
 - (1) 金額審議について
 - (2) その他
- 5 議事内容
 - (1) 労使双方から金額提示されたが一致せず、公労、公使の個別協議を行った。
 - (2) 労使の歩み寄りの結果、合意に達し、1円引上げ851円とすることが全会一致で決議された。また、報告書には附帯決議を入れることで合意した。
 - (3) 本審会長への報告書案を作成、承認された。また、審議会令第6条第5項を適用し労働局長への答申文案を作成、承認された。

以上



令和2年12月7日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山 信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

部会長 岡田 真理子

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年10月27日和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので、報告する。

なお、今回の答申に当たっては、和歌山県の小売業をより魅力ある産業とする観点から、百貨店，総合スーパーに限らず、より広い範囲の小売業労働者を対象とした特定最低賃金の新たな協議の場について、関係労使が真摯に検討、協議することを望む。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	足立 聖子	岡田 真理子	本田 壽秀
労働者代表委員	岸本 大介	貴彦 征義	澤井 知博
使用者代表委員	内町 彰	児玉 征也	塩崎 整

(五十音順)

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間851円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和2年12月7日

和歌山労働局長

池田 真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山 信彦

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年10月27日付け和労発基1027第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、和歌山県の小売業をより魅力ある産業とする観点から、百貨店，総合スーパーに限らず、より広い範囲の小売業労働者を対象とした特定最低賃金の新たな協議の場について、関係労使が真摯に検討、協議することを望む。

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間851円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり